

全国労働衛生週間を迎えて

西尾労働基準協会及び会員事業場の皆様には、日頃より、職場における労働衛生水準の向上にご尽力いただいておりますとともに、労働行政の業務運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

全国労働衛生週間は、昭和25年に初めて実施されて以来、今年で75回目を迎えます。本年度の全国労働衛生週間は、

「推してます みんな笑顔の 健康職場」

をスローガンとして、労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図るため、9月1日から9月30日までを準備期間、10月1日から10月7日までを本週間として全国で展開されます。

労働者が健康に働き続けるためには、労働環境を取り巻く変化に対応した労働者の健康管理、メンタルヘルス対策等、安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要です。

愛知県内における令和5年の休業4日以上の上業務上疾病件数は、新型コロナウイルス感染症を除き447件で、その内72.2%が災害性腰痛によるもので、その割合は前年より増加し、令和5年度の過労死等事案の労災認定件数は、脳・心臓疾患15件、精神障害62件と、いずれも前年度より増加となり、特に精神障害による認定件数は過去最多となっています。

また、健康診断の有所見率は、令和5年は55.1%となり、労働者の半数を超える方が、何らかの所見を抱えながら就労しています。

愛知労働局では、令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間とする「労働者の心身の健康確保のための総合的対策推進計画」において、健康診断、長時間労働者に対する面接指導、ストレスチェック等、主として個々の労働者の健康確保を目的としたリスクを踏まえた健康確保措置とTHP指針、メンタルヘルス指針に基づく取組等、主として労働者全体の健康水準向上を目的とした健康保持増進措置を相互補完させながら総合的に推進することにより、労働者の心身の健康確保を目指しています。

リスクを踏まえた健康確保措置では、結果情報を労働者ごとに一元的に管理し、総合的な評価を行うことにより、医師等からの意見聴取、事後措置のより適切な実施につなげていただくことが求められています。

この他、昨年4月から職場における新たな化学物質規制により、リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置の義務化等、事業者の主体的な取組による、化学物質の自律的管理が始まっており、本年4月からは化学物質管理者、保護具着用管理責任者の選任等、措置義務が拡大されております。

化学物質管理につきましては、リスクアセスメント対象物の拡大により、第三次産業を含めた幅広い業種が対象となり得ますので、化学物質との関わりを教育等で知っていただき、その上で、化学物質の自律的管理を推進、定着していただけますようお願いいたします。

最後になりますが、全国労働衛生週間における取組を通じ、労働衛生意識の高揚が図られ、労働衛生水準がより一層向上されますことを祈念して、全国労働衛生週間のメッセージとさせていただきます。

岡崎労働基準監督署西尾支署長 浦本 尚一